



**「20年前から真剣にやってるで」大遊協が新聞三紙に全面広告**

～平川容志理事長が語る異例の積極攻勢にかけた思い～

**2023年度第1四半期検査結果報告 機構検査部**

# 機構の動き

6・7月度<2023年6月1日~7月31日>

## 遊技機等の立入検査関係

- 6月度 立入検査店舗数109店舗  
(遊技機検査93店舗、計数機検査16店舗)  
6月末日 誓約書提出店舗数7412店舗(対前月比▲50)  
7月度 立入検査店舗数103店舗  
(遊技機検査82店舗、計数機検査21店舗)  
7月末日 誓約書提出店舗数7367店舗(対前月比▲45)

## 依存防止対策調査の関係

- 6月度 依存防止対策調査実施店舗数107店舗  
6月末日 承諾書提出店舗数7341店舗(対前月比▲51)  
7月度 依存防止対策調査実施店舗数135店舗  
7月末日 承諾書提出店舗数7298店舗(対前月比▲43)

## 会議開催関係

6月19日(月)に定例理事会、定時社員総会、臨時理事会を開催した。定例理事会においては、誓約書の電子化及び全店舗からの再提出を求める取り組み開始の件を承認可決した。定時社員総会においては、昨年度の活動報告が了承され、計算書類(決算)も承認された。また、理事9名及び監事1名の選任が承認可決され、全員が就任を承諾した。さらに臨時理事会において代表理事1名、副代表理事2名、専務理事1名が選任された。

(詳細は13ページ KIKO NEWS参照)

7月5日(水)に定例理事会を開催した。誓約書の電子化等に伴う誓約書及び立入検査実施要綱の一部変更を承認可決した。また、第1四半期の立入検査及び依存防止対策調査の結果が報告、了承された。

# CONTENTS

9/10 September  
October  
2023

「20年前から真剣にやってるで」大遊協が新聞三紙に全面広告——	1
～平川容志理事長が語る異例の積極攻勢にかけた思い	
2023年度第1四半期検査結果報告 機構検査部	4
最近の風適法違反の傾向と対策 三堀 清	7
店長に求められる知識「経営マネジメントXV」	10
KiKo NEWS	13

表紙の  
はなし



## 福島県二本松市 提灯祭り

秋田竿燈まつり、尾張津島天王祭とともに、日本三大提灯祭りに数えられるが、二本松では夏ではなく10月の第一土曜日から3日間開催される。町内自慢の7台の太鼓台には、それぞれ300もの提灯が鈴なりに掛けられ、松明で運ばれた御神火が一本一本ロウソクに移される。夜空に7台の太鼓台が光の帯ようになって集まる様は美しい。難所の竹田坂では、威勢のいいお囃子に急ぎ立てられながら若衆が太鼓台を押し上げるのが見どころだ。

江戸時代の初め二本松城主丹羽光重が領民一体になる祭り始めた。町内では太鼓台を工夫し、やがてこの提灯の太鼓台に至ったという。旧暦の8月15日の行事だったが、大正年間の大火の後に秋に変更された。各太鼓台では一晩1500本のロウソクが消費され、揺れが激しいと提灯に燃え移ることがあるが、はらはらと見守るのも祭りの楽しみになっているようだ。

# 「20年前から真剣にやっってるで」

## 大遊協が業界の依存問題対策を新聞三紙に全面広告

大阪府遊技業協同組合（以下、大遊協）は7月上旬、

新聞三紙（朝日・毎日・産経）の関西版に全面広告を打ち、

同組合の永年にわたるギャンブル等依存症対策への取組みをアピールした。

6月23日に社会学の専門家による講演会を実施したことや、

遊技業界の過去20年間の依存問題対策の足跡、

パチンコ・パチスロとカジノなどギャンブルとの違いを訴える

理事長のメッセージなどを掲載した。

キヤッチコピーは

「大阪のパチンコ・パチスロ店は20年前から真剣にやっってるで」。

なぜ今、積極攻勢に出たのか。

同組合の平川容志理事長に聞いた。



大遊協の平川容志理事長

6月23日に開催した特別講演会には約550人が参加



専門家の講演会を実施  
約550人が参加

「今回の二つの施策は当初からセ  
ットで企画されたものです。期待

した以上の反響で安堵  
しています」と振り返  
るのは大遊協の平川理

事長。二つの施策とは6月23日に  
開催した都留文科大学の早野慎吾  
教授（社会学、言語心理学）に  
よる特別講演会（演題「社会学か  
ら見たギャンブル依存／現場の皆  
様がギャンブル依存を正しく理解  
するために」と）、7月上旬に三  
紙の関西版に業界の依存問題対策  
をアピールする全面広告を掲載し  
たことだ。

講演会は大阪市内のホテルで大  
遊協通常総代会の終了後に実施さ  
れたもので、同組合加盟店舗をは  
じめ京都、兵庫、岡山、山口、さら  
に九州からも業界関係者が足を運  
んだ。大阪府の依存問題対策の担  
当者、大阪維新の会や自民党の府  
議会議員も訪れた。出席者は約5  
50人。大手新聞社も複数取材し  
概要を報じた。

三紙への全面広告のコピーは  
「大阪のパチンコ・パチスロ店は20

「誤った業界認識から組合員と顧客を守る！」  
平川容志理事長が語る異例の積極攻勢にかけた思い

# 大遊協が業界の依存問題対策を新聞三紙に全面広告

「年前から真剣にやっつてるで」。直前に依存問題対策の講演会を実施したことや早野教授による「各種ギャンブルの依存問題とパチンコ業界の対策」の現状分析、平川理事長の「パチンコ店は地域のコミュニティであり、長く愛して親しんでいただけるホールが私たちの理想」というメッセージや業界の過去20年間の依存問題対策の歩みが掲載された。

## 大阪のI R推進派の誤った批判に危機感

専門家による講演会と三紙への全面広告について、発案者である平川理事長は「大阪ではI R推進派による『遊技業界は依存問題対策をしていない』という誤った認識に基づく批判がなかなかなくなり、このままでは組合員が委縮してしまつと考へました」と背景を説明する。

大阪では、市議会が2022年5月25日、最大会派の大阪維新の会と公明党により共同提案された「パチンコ、パチスロ等をギャンブルに位置づけ、ギャンブル等依存症防止のための適切な対策を促進させることを求

める意見書」を可決。衆・参両院議長や内閣総理大臣などに提出した。同意見書では、パチンコ・パチスロをギャンブルと位置付け、ネットカジノ、オンラインカジノ等とともに依存症患者が多いと明言。カジノ事業との整合性の観点から、国の適正な指導・管理のもとに運営されるよう法整備を行なうことなどを求めている。

これに対して、業界は、パチンコ・パチスロが違法とされるネットカジノなどと同一視されただけでなく、19年4月に閣議決定した計画を国土交通大臣が認定すると、

### 長く愛して親しんで 頂ける遊技ホールが 私たちの理想です

大阪府遊技業協同組合  
理事長 平川 泰彦

私は大阪府遊技業協同組合の理事長として、日々現場を歩き回っています。この業界は、長い歴史と伝統があり、多くの人々に愛され、親しまれてきました。私たちは、この業界の発展と、多くの人々の幸せを願っています。そして、私たちは、この業界の未来を、より良いものにするために、努力を続けています。

### 各種ギャンブルの依存問題とパチンコ業界の対策

大阪大学 文学部 社会心理学専攻 准教授  
早野 謙吾

1. 各種ギャンブルと依存問題  
依存症とは、ある行為や物事に過度に没頭し、日常生活に支障をきたす状態を指します。パチンコやパチスロも例外ではありません。依存症は、脳の報酬系が活性化し、快感を覚えることで生じます。依存症になると、自制力が失われ、借金や家族関係の悪化など、深刻な問題を引き起こす可能性があります。

1. 各種ギャンブルと依存問題
  - 依存症とは、ある行為や物事に過度に没頭し、日常生活に支障をきたす状態を指します。
  - パチンコやパチスロも例外ではありません。
  - 依存症は、脳の報酬系が活性化し、快感を覚えることで生じます。
  - 依存症になると、自制力が失われ、借金や家族関係の悪化など、深刻な問題を引き起こす可能性があります。
2. パチンコ業界のギャンブル依存対策
  - 依存症の予防と治療には、専門家のサポートが不可欠です。
  - パチンコ業界では、依存症対策として、様々な取り組みを行っています。
  - 例えば、依存症相談窓口の設置、依存症対策プログラムの実施などです。
  - また、依存症対策として、パチンコ業界では、様々な取り組みを行っています。
  - 例えば、依存症相談窓口の設置、依存症対策プログラムの実施などです。
3. 依存症対策
  - 依存症の予防と治療には、専門家のサポートが不可欠です。
  - パチンコ業界では、依存症対策として、様々な取り組みを行っています。
  - 例えば、依存症相談窓口の設置、依存症対策プログラムの実施などです。
  - また、依存症対策として、パチンコ業界では、様々な取り組みを行っています。
  - 例えば、依存症相談窓口の設置、依存症対策プログラムの実施などです。

詳しくは大遊協ホームページを  
ご確認ください。 <http://www.doyoko.or.jp>

# 大阪のパチンコパチスロ店は 20年前から真剣にやっつてるで

広告  
ギャンブル等依存症対策への取り組みとして  
大阪府遊技業協同組合(大遊協)が講演会を6月23日に開催



パチンコ・パチスロ業界および大遊協が2003年から取り組んできた依存症対策の歩み

2003年	4月	各日本遊技業協同組合連合会(各日遊協)が「依存症対策委員会」を設立(大阪府遊技業協同組合(大遊協)も加盟)
2006年	7月	全国遊技業協同組合連合会(全遊協)が「依存症対策委員会」を設立(大遊協も加盟)
2008年	4月	大遊協が「依存症対策委員会」を設立
2011年	7月	大遊協が「依存症対策委員会」を設立
2012年	10月	大遊協が「依存症対策委員会」を設立
2013年	10月	大遊協が「依存症対策委員会」を設立
2014年	10月	大遊協が「依存症対策委員会」を設立
2015年	10月	大遊協が「依存症対策委員会」を設立
2016年	10月	大遊協が「依存症対策委員会」を設立
2017年	10月	大遊協が「依存症対策委員会」を設立
2018年	12月	大遊協が「依存症対策委員会」を設立
2019年	4月	大遊協が「依存症対策委員会」を設立
2020年	1月	大遊協が「依存症対策委員会」を設立
2021年	1月	大遊協が「依存症対策委員会」を設立
2022年	1月	大遊協が「依存症対策委員会」を設立
2023年	1月	大遊協が「依存症対策委員会」を設立

大阪のばちんこ屋さん  
大阪府遊技業協同組合  
〒940-0072 大阪府東淀川区月島1-1-1  
TEL: 06-7521-1111 FAX: 06-7521-1112

三紙の関西版に掲載された大遊協の全面広告。7月1日に毎日、3日に産経、4日に朝日の紙面を飾った

業界の依存問題対策に関して、I R推進派の誤った認識に基づく発言が再び目につくようになってきたという。しかも、そうした発言が府知事や大阪市長から出てくることから、「手をこまねいていると、組合員店舗の委縮はもとより、既存のお客様までが自分たちは危険な遊びをしているのではないかと誤解しかねない」として、今回の一連の施策を思い至ったという。

## 依存問題対策の知見向上を図る狙いも

講演会には、これを機に府内の業界人の依存問題対策に関する知見を一層高めたいとの狙いもあった。講師の早野教授は、以前から東京都遊技業協同組合(以下、都遊協)の助成により4万人を超える大規模なアンケート調査を実施し、パチンコ・パチスロやギャンブルと依存の関係を社会的見地から研究してきた人物で、論文も発表している。

昨年10月の都遊協経営者研修会での講演「そんなにパチンコが悪いのか―懲りる文化と懲りない人たち―」や今年2月の全国遊技業



昨年12月18日に大阪府門真市の「東和薬品RACTABドーム」で開催された第36回「未来っ子カーニバル」の様。コロナ禍の影響により、巨大会場での開催は3年ぶり



青年部交流会での講演「そんなにパチンコが悪いのか…社会学から見たギャンブル依存」では、「パチンコの良さは低額で優越感と解放感が得られるところにあり、ギヤ



ブル依存の元凶ではない」「射幸性はすべてのギャンブルで宝くじが一番高い」「依存問題対策で必要なのは互いに助け合う地域社会づくり」などの自説を展開。

大規模な統計データに基づいた客観的な分析、考察であるとして、全日本遊技事業協同組合連合会では高く評価し、全国遊技業青年部交流会の講演録を都道府県組合に配布するだけでなく、阿部恭久理事長がパチンコ・パチスロ産業21世紀会の代

表として参加している政府のギャンブル等依存症対策推進関係者会議の第11回会議（23年6月19日開催）に提出している。平川理事長もこの講演を聞き、講師依頼を即断したという。

## 意義を再認識した 日頃の社会貢献活動

同教授は全面広告に載せたメッ

セージで業界や公営ギャンブルの依存問題対策について触れ、最も対策を進めているのがパチンコ業界だと評価。代表的な取組みとして、認定特定非営利活動法人ぱちんこ依存問題相談機関リカバリーサポート・ネットワークの相談体制、安心パチンコ・パチスロアドバイザー制度の導入、自己申告・家族申告プログラムの導入、自助グループや民間団体への経済的支援などを挙げている。

政府が22年3月に閣議決定した第2次基本計画においても、これまでの業界の取組みは総じて一定の評価をされている。

こうしたことから、平川理事長は今回の新聞広告のキャッチコピー「大阪のパチンコ・パチスロ店は20年前から真剣にやってるで」には業界全体の思いを込めたつもりだと強調。今後は1万人規模のギャンブル等依存調査を実施し、早野教授が実施した4万人超の調査結果と比較するなどして、大阪の実態を明らかにしていく意向を示している。

また、再認識しているのが日頃の社会貢献活動の重要性だと話す。大阪府では昨年11月に施行され

た大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例に基づいて、大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議が設置され、業界からは平川理事長が委員に名を連ねている。会議に出席した際、府の担当職員から「学生時代、ボランティアで『未来っ子カーニバル』に参加していた者です」と笑顔で挨拶されたという。

「未来っ子カーニバル」は大遊協青年部会が府内の児童養護施設などの児童らを一堂に招く年末恒例イベントで、30年以上にわたって実施されてきた。ボランティアも数多い。その一人が先の職員だったわけで、「思わぬところで我々の日頃の取組みの理解者に出会えてとても嬉しく思いました」と顔をほころばせる。

大遊協では1991年に設立した大遊協国際交流・援助・研究協会を通じて、在阪の外国人留学生に対する奨学金支援事業も続けてきた。近年では、日本人の交換留学生を対象にした奨学金制度も始めるなど、同事業を拡大させている。今後もこうした社会貢献活動を継続し、依存問題対策同様、積極的に広報していく構えだという。

# 17年目に突入した機構の検査活動 異常事案は着実に減少もゼロではない 日々のメンテナンスの実践を！

機構検査部が2023年度第1四半期（4月～6月）に行なった立入検査活動の結果をお知らせする。

別表①の通り、2023年の4月から6月までの3か月間に機構検査部は、25都府県方面の380店舗（うち計数機検査は56店舗）を訪問し、ぱちんこ遊技機1270台、回胴式遊技機1218台の合計2488台の遊技機の検査を行なった。計数機の検査台数は玉計数機43台、メダル計数機13台の合計56台であった。

昨年同期比では、立入検査店舗数で約21%減、ぱちんこ遊技機で約11%減、回胴式遊技機で約19%減、玉計数機では約41%減、メダル計数機で約43%減であった。

本年度第1四半期の立入検査に おいても立入拒否はなく、ホール側の受け入れ対応等も問題がないものであった。

今後とも、機構検査部は全国的にホールへの立入検査活動等を遂行する予定であり、誓約書を提出されたホールにおかれては、実施される検査活動等に対して、ご理解とご協力をお願いしたい。また、当機構では、新型コロナウイルス5類移行後も検査要員の日々の体調管理はもちろんのこと、検査時には必要に応じてマスクや手袋等を着用し作業を実施させて頂いて

おり、当機構が実施している新型コロナウイルス感染症対策についてもご理解を頂きたい。

## 検査の結果

「その中に紛れ込んでいる可能性も否定できない」が、ここ数年の遊技機の異常事案減少の傾向をさらに推し進めるため、ホールの皆様には継続的な遊技機点検の実施をお願いしたい。

第1四半期の検査活動において、遊技機検査では異常な事案は確認されなかった。現時点で確認されなかった点については喜ばしい事であるが、本年度は始まったばかりであり、当機構の検査は営業時間内を中心に実施される「サンプル検査」的な活動である。「お客様様の遊技されている遊技機を検査

一方計数機検査においては残念ながら一部店舗で異常計数と認めざるを得ない事案があった。計数機検査は13年目に入ったわけだが、徐々に減少傾向にあった計数機検査の異常事案が今後増加することのないよう、継続的に計数機の点検の実施をお願いしたい。



## 機構検査部

実際に立入検査を行なった結果に  
関し、その概略と考  
察をお知らせする。  
第1四半期に確

# 検査で 気づいたことを お伝えする

また、既に廃業されているにも  
関わらず、機構宛に連絡の無い店  
舗は誓約書提出店舗としてカウ  
ントされていることから、実際に営  
業されている店舗数は、その廃業  
店舗数を割り引く必要があるこ  
とを付け加える。

次に機構に対して誓約書を提出  
されているパチンコホールは、6  
月末時点で7412店舗であった。  
本年3月末時点においては、誓  
約書提出ホールが7572店舗あ  
ったことから、この3か月間に1  
60店舗が減少したことになる。

認された異常事案は遊技機検  
査で0件、計数機検査で1件  
であった。

この遊技機検査の「異常事  
案ゼロ」は遊技機の異常事案  
が年々着実に減少傾向である  
ことを示す数字ではあるが、  
前年度まで「部品取り」と思  
われる事案が続いており、今  
後の検査活動を通して、見極  
める必要がある。

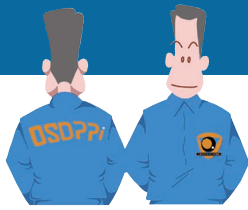
「部品取り」と思われる事案  
は、ホール現場での日常点検  
等でつぶせる内容だと考えら  
れる。特に回胴式遊技機の清  
掃等メンテナンスの場合、隣  
り合う遊技台等のホッパーの  
入れ違いのケースなど、細心  
の注意を払って対応をお願い  
したい。

計数機検査について確認さ  
れた事案は残念である。計数  
機のメンテナンスは遊技機と  
同様で、日々の点検業務等で  
防げる場合が十分にあると考

別表① 遊技機及び計数機の検査ホール数及び検査台数 (2023年4月1日～6月30日)

NO	都府県方面名	検査ホール数			検査台数				合計
		遊技機	計数機	計	遊技機		計数機		
					ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
1	札幌方面	9	-	9	36	36	-	-	72
2	旭川方面	9	7	16	36	36	6	1	79
3	北見方面	6	-	6	24	24	-	-	48
4	函館方面	-	9	9	-	-	7	2	9
5	青森県	7	9	16	28	26	7	2	63
6	岩手県	9	5	14	42	30	4	1	77
7	宮城県	15	-	15	60	60	-	-	120
8	秋田県	9	8	17	32	40	6	2	80
9	福島県	14	-	14	56	56	-	-	112
10	東京都	29	8	37	106	96	6	2	210
11	茨城県	21	-	21	80	84	-	-	164
12	群馬県	10	-	10	46	32	-	-	78
13	埼玉県	25	-	25	88	108	-	-	196
14	千葉県	17	-	17	62	54	-	-	116
15	神奈川県	26	-	26	112	86	-	-	198
16	静岡県	12	10	22	44	52	7	3	106
17	京都府	10	-	10	32	40	-	-	72
18	島根県	7	-	7	28	28	-	-	56
19	岡山県	18	-	18	64	76	-	-	140
20	広島県	10	-	10	36	32	-	-	68
21	香川県	9	-	9	36	36	-	-	72
22	高知県	9	-	9	40	32	-	-	72
23	長崎県	15	-	15	60	60	-	-	120
24	熊本県	8	-	8	38	24	-	-	62
25	鹿児島県	20	-	20	84	70	-	-	154
合計		324	56	380	1,270	1,218	43	13	2,544

# 2023年度第1四半期検査結果報告



別表② 誓約書・承諾書提出店舗数  
(各都府県方面別) (2023年6月30日現在)

NO	都府県方面名	誓約書提出 ホール数	承諾書提出 ホール数	提出 ホール数 の差異	提出率
1	札幌方面	194	194	-	100%
2	旭川方面	60	60	-	100%
3	釧路方面	58	58	-	100%
4	北見方面	34	34	-	100%
5	函館方面	36	36	-	100%
6	青森県	98	98	-	100%
7	岩手県	99	99	-	100%
8	宮城県	150	147	▲3	98%
9	秋田県	88	88	-	100%
10	山形県	67	67	-	100%
11	福島県	147	135	▲12	91%
12	東京都	590	590	-	100%
13	茨城県	192	190	▲2	98%
14	栃木県	127	127	-	100%
15	群馬県	100	97	▲3	97%
16	埼玉県	355	354	▲1	99%
17	千葉県	312	309	▲3	99%
18	神奈川県	402	400	▲2	99%
19	新潟県	124	124	-	100%
20	山梨県	49	49	-	100%
21	長野県	125	125	-	100%
22	静岡県	223	222	▲1	99%
23	富山県	54	54	-	100%
24	石川県	68	68	-	100%
25	福井県	62	61	▲1	98%
26	岐阜県	121	121	-	100%
27	愛知県	402	392	▲10	97%
28	三重県	92	92	-	100%
29	滋賀県	83	81	▲2	97%
30	京都府	129	128	▲1	99%
31	大阪府	529	523	▲6	98%
32	兵庫県	312	310	▲2	99%
33	奈良県	59	58	▲1	98%
34	和歌山県	61	61	-	100%
35	鳥取県	50	50	-	100%
36	島根県	59	59	-	100%
37	岡山県	109	107	▲2	98%
38	広島県	210	207	▲3	98%
39	山口県	92	89	▲3	96%
40	徳島県	52	52	-	100%
41	香川県	67	67	-	100%
42	愛媛県	97	97	-	100%
43	高知県	66	66	-	100%
44	福岡県	287	284	▲3	98%
45	佐賀県	54	54	-	100%
46	長崎県	106	104	▲2	98%
47	熊本県	120	119	▲1	99%
48	大分県	99	97	▲2	97%
49	宮崎県	95	93	▲2	97%
50	鹿児島県	176	173	▲3	98%
51	沖縄県	71	71	-	100%
合計		7,412	7,341	▲71	99%

えられる。ホールの現場では、引き続き、玉計数機・メダル計数機の定期的なメンテナンスを継続してお願したい。

さらに検査部では、現時点において、すべての検査遊技機を対象とした「検定期間」「認定期間」の確認を実施してはならないものの、検査の際に「検定期間ではないか？」と思われるケースがあった

ことをお伝えしたい。もちろん、新規則に基づき製造等された遊技機であり、検定が切れても直ちに問題があるわけではないが、故障などの際は修理がでなくなると等の制約も生じてしまう恐れがある。

この点を考慮し、遊技機を長期間使用するのであれば、「検定期間」が切れる前に「認定取得」をして使用していただいた方が良い

と考えている。

最後に、立入検査終了後等に実施される依存防止対策調査に関してもその対応をお願したい。

別表②に、現在の誓約書と承諾書の提出状況を掲示しているが、「承諾書」の提出がない店舗が未だに71店舗存在している。既に廃業されているにも関わらず、機構宛に廃業連絡の無い店舗も含まれ

てカウントされていることも考えられるが、実際に営業されている店舗は速やかに、承諾書の提出をお願したい。

現在検査部では、承諾書未提出ホールへは事務局と連携して検査終了後に、その提出をお願いしているところであり、ホール企業皆さんのなお一層の協力が不可欠であると考えている。



# 最近の風適法違反の傾向と対策



## 三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ

早稲田大学法学部卒

司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て

平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了

平成9年 三堀法律事務所開設

現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

## 1 警察庁のレポートの行政処分の状況

警察庁生活安全局保安課では、毎年4月にその前年における「…風俗営業等の現状と風俗関係事犯の取締り状況について」と題するレポートを公表している。

このレポートは「風俗環境の現状」、「風俗営業者に対する行政処分の状況」及び「風俗関係事犯の取締り状況」の三部構成であった(その後、新たに「性風俗関連特殊営業の現状」という項目が加わり、四部構成となった)。このうち「…行政処分の状況」を年別に概観すると、令和元(2019)年についてのレポートでは広告・宣伝規制違反と遊技くぎのくぎ曲げ(無承認変更)の事例各

1件が、令和2(2020)年についてのレポートではくぎ曲げ及びくぎ曲げ+景品(賞品)の自家(直)買い(賞品買取禁止違反)の事例各1件が、令和3(2021)年についてのレポートでもくぎ曲げ+景品の自家買いの事例1件が報告されている。

報告されたこれらの事例では、風適法20条10項違反のくぎ曲げ単独で処分された場合は6月の営業停止となっているが、くぎ曲げに同法23条1項2号違反の賞品の自家買いが併せて処分された場合には風俗営業の許可の取消しとなっている。

これに対し、令和5(2023)年4月に公表された「令和4年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯の取締り状況について」の「…行政処分の状況」では、パチンコホールの事例は1件も報

告されていなかった。令和4年になってホールの行政処分の事例が減少したように思われるかも知れないが、実際には相変わらずくぎ曲げ及び自家買いの事例は少なからずあったのである。

以下、報道された範囲で各事例について検討したい。

## 2 くぎ曲げ+自家買いの事例

まず、信越地方では、令和4年10月にくぎ曲げをしているとの通報により、警察がホール1店舗の捜査に着手し、ホール企業の代表者、当該店舗の店長その他が逮捕・勾留されたところ、その過程で当該店舗及び同一法人の系列2店舗の計3店舗で自家買いをしていたことが明らかとなったという事例がある。

本件では、刑事処分としては、令和4年11月に代表者及び元店長の個人2名が賞品買取禁止違反及び無承認変更で罰金刑に処せられた他(風適法50条1項1号、52条2号)、両罰規定により法人としてのホール企業自体も罰金刑に処せられたとのことである(同法56条)。

また、行政処分としては、くぎ曲げで捜査開始後に自家買いが発覚した1店舗はその直後の令和3年11月末に許可を返納して閉店したため処分はなく、自家買いのみがあった2店舗は令和5年3月1日からそれぞれ90日間の営業停止処分となったとのことである。

無承認変更により罰金刑に処せられると風適法4条1項2号イにより風俗営業者としての欠格事由が発生し、同法8条の定めにより「公安委員会は、その許可を取り消すことができる」(同法同条2号)ということになる。

そして、警察庁が公表している風適法8条に基づく風俗営業の許可の取消しに関するモデル処分基準では、以下の通り定められている。

「風俗営業等適正化法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がな

い又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可(承認)を取り消すこととする。

・第4条第1項9号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき」

推測の域を出ないが、本件では、法人としてのホール企業に無承認変更で罰金刑が科されたことにより欠格事由が発生しているが、くぎ曲げ+自家買いがあった1店舗の風俗営業の許可を早々に返納したことによって当該店舗での同種の違反が再度発生する余地が全くなくなり、このことが「速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正回復しようとしている」に準ずる状況にあるものと評価され、また、くぎ曲げに至る経緯やその態様も「悪意がない又はごく軽微」であると判断されたため、辛くも全店営業許可の取消しという最悪の事態を免れた事例といえるであろう。

### 3

#### くぎ曲げで

#### くぎ学校の関係者まで

#### 書類送検された事例

東北地方では、令和4年5月にくぎ曲げにより検挙され、ホール企業の代

表者及び店長の個人2名並びに法人としてのホール企業が無承認変更の疑いで書類送検された他、いわゆるくぎ学校の代表者及び講師の個人2名並びにくぎ学校を運営する法人まで無承認変更の幫助の疑いで書類送検された事例がある。

本件では、刑事処分としては、同年11月に元店長が罰金刑に処せられただけで(風適法50条1項1号、52条2号)、代表者及び法人としてのホール企業も、くぎ学校の代表者、講師及び法人としてのくぎ学校もいずれも不起訴処分となった。

これも推測の域を出ないが、本件ではホール企業の代表者ないし元店長がくぎ学校の指導に従っただけであると弁明をして責任回避を図ったことに加え、これを裏付ける物証となるようなくぎ学校の講習に関する資料が残されていたことが影響したものと思われる。

捜査に当たった警察の担当官は、くぎ学校の講師が、一般論的にくぎ曲げの知識やノウハウ等を指導しただけでは無承認変更を幫助したとまでの事実認定はできないと判断しつつも、ホール企業の代表者・元店長がくぎ学校の指導に従っただけであるとの弁明をしていたため、くぎ学校の関係者や法人

としてのくぎ学校に関する捜査書類を  
検察庁に送致し書類送検せざるを得な  
くなったのであろう。送致を受けた検  
察庁の検察官も、具体的に現にホール  
に設置されているパチンコ機のくぎ曲  
げを指導していないくぎ学校の関係者  
を無承認変更の帮助犯として処罰する  
には無理があると判断して不起訴にし  
たものであろう。

行政処分としては、当該ホールは検  
挙直後の令和4年6月に許可を返納し  
て閉店したため処分はなかった模様で  
ある。

## 4 その他のくぎ曲げの事例

四国地方では、令和4年7月にくぎ  
曲げをしているとの通報により検挙さ  
れ、12月に店長1名及びスタッフ2名  
の個人3名並びに法人としてのホール  
企業が書類送検された事例がある。

本件では、刑事処分としては、令和  
5年6月にいずれも不起訴処分となっ  
たとのことである。

行政処分については、現時点では不  
明である。

関西地方では、令和4年5月にくぎ  
曲げをしていると通報され、刑事処分  
として令和5年1月にホール企業の代

表者及び法人としてのホール企業が無  
承認変更で罰金刑となり、行政処分と  
して風適法8条により、欠格事由発生  
を原因として全店舗の営業許可の取消  
しとなった事例がある模様である。

## 5 くぎ曲げ事例に共通する 傾向とその対策

以上のとおり、最近のくぎ曲げの事  
例は、いずれも警察への通報が端緒に  
なっているという共通の傾向がある。  
通報者は多くの場合、遊技客であると  
思われる。

そこでこのような通報を抑止・防止  
する対策として

は、当たり前の  
ことであるが一  
にも二にも違法  
行為に手を染め  
ないということ  
に尽きる。  
また、客が、  
くぎ曲げ等の違  
法行為があった  
事実を画像や映  
像等の証拠付き  
で警察に通報す  
るに至るには、

それなりの動機がある筈である。そし  
て、客にとつてはプレイの結果や内容、  
或いはホールスタッフの態度等への不  
満や不信感が動機となる。

そのためには、客にかかる不満や不  
信感を抱かせるような営業方法を慎む  
こと、すなわち、客に対して射幸心を  
煽ったり、出玉や大当たり確率につい  
て思わせぶりに期待を抱かせたりする  
ような情報発信をしないこと、一部の  
客が有利な条件でプレイしているとの  
印象を与えるような不平等な取り扱い  
をしないという営業の基本ルールを実  
践することにより、健全で風通しの良  
い遊技環境を実現しなければならない。

最近のくぎ曲げの事例は、  
いずれも警察への通報が端緒になっ  
ているという共通の傾向がある。  
通報者は多くの場合、遊技客である  
と思われる。

そこでこのような通報を抑止・防止する対策としては、  
当たり前のことであるが  
一にも二にも違法行為に手を染めないということに尽きる。

さらには、客に不満や不信感を抱かせるような営業方法を慎むこと、  
すなわち、客に対して射幸心を煽ったり、  
出玉や大当たり確率について思わせぶりに期待を抱かせたりするよう  
な情報発信をしないこと、  
一部の客が有利な条件でプレイしているとの印象を与えるような  
不平等な取り扱いをしないという営業の基本ルールを実践することだ。



# 店長に求められる知識

## 経営マネジメント XV

### パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識・業界知識・法律知識・不正排除・計数管理・機械整備・設定管理・顧客サービス・経営マネジメント・マーケティング・労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

消費の落ち込みやライフスタイルの変化、娯楽の多様化などの影響で、パチンコ業界の市場規模は年々縮小を続けています。一時は30兆円産業とも言われたパチンコ業界の市場規模は、コロナ禍の影響もあり、2021年時点では約14兆6000億円と半減以下にまで減少しています。このような厳しい環境下、店舗管理者は「ヒト・モノ・カネ・情報」といった限られた資源やそこで生まれるリスクを管理し、店舗運営を最適化するための手法が一層求められます。それが経営マネジメントです。どのような状況においても、店舗の長期的な発展を目指すのであれば、管理者は経営マネジメントに必要な知識と能力を有していなければなりません。

### 自己資本比率

今回は、貸借対照表から資産や経営資源について学びます。最初の問題は貸借対照表から自己資本比率を計算する問題です。

#### 【問題】

貸借対照表における自己資本比

率として、正しいものはどれか。  
(小数点第2位を四捨五入とする)

単位:百万円

資産の部		負債の部	
流動資産	250	流動負債	230
固定資産	680	固定負債	340
		純資産の部	
		資本金	360

#### 【選択肢】

- a : 26・9%
- b : 38・7%
- c : 61・3%
- d : 63・2%

#### 【回答分布】

- a : 8・2%
- b : 51・4%
- c : 31・3%
- d : 9・1%

#### 【正解と解説】

正解はbです。

貸借対照表は企業の財産の状況を示したものです。貸借対照表の右側はその財産をどのように調達してきたのかを示しています。純

資産とは株主からの出資等と、会社の過去からの利益の蓄積が表示されています。負債とは、支払い義務や返済義務のあるものです。自己資本比率は、負債と純資産の合計である総資本に対して、返済の必要がない自己資本がどの程度の割合であるかを示すものです。経営の安定性を示す数値とされ、自己資本比率が高いということは、借入金の返済負担が低く、経営が安定している状態だと言えます。逆に自己資本比率が低いということは、他人資本である借入金が多く、返済や利子の支払いが必要になり、資金繰りが厳しい状態だと言えます。

自己資本比率(%)は、  
 $\text{自己資本} \div \text{総資本} \times 100$  で求めます。  
 この問題の自己資本は、  
 資本金の360百万円です。  
 総資本は、  
 流動負債230百万円+固定負債340百万円  
 +資本金360百万円  
 =930百万円  
 $360\text{百万円} \div 930\text{百万円} \times 100 = 38.7\%$   
 となります。

次の問題は、貸借対照表では流動資産に含まれる棚卸資産についてです。

## 棚卸資産の評価方法

**【問題】**  
 カウンターの賞品や事務所の切手、文房具などの貯蔵品が計上される棚卸資産の評価方法として最も適切でないものはどれか。

- 【選択肢】**
- a : 回収期間法
  - b : 先入先出法
  - c : 総平均法
  - d : 個別法

- 【回答分布】**
- a : 26・3%
  - b : 28・4%
  - c : 26・2%
  - d : 18・9%

**【正解と解説】**

正解はaです。

棚卸資産とは、いわゆる「在庫」のことです。販売目的で仕入れた商品、加工目的で仕入れた材料、使用していない切手、文房具など

### 棚卸資産の評価方法

原価法	棚卸資産の取得価額を基本に評価する方法
個別法	商品ごとにそれぞれ仕入れたときの価格で個別に評価する方法
先入先出法	仕入れた時期が早い商品から順に販売していくという想定で、棚卸資産を評価する方法
総平均法	一会計期間の平均仕入単価を評価額とする方法
移動平均法	仕入れを行うたびに、その時点の在庫と合わせて平均単価を求める方法
最終仕入原価法	期末に最も近い仕入れ時の金額を取得価額として計算する方法
売価還元法	商品をグループ分けして、売値をもとに評価する方法
低価法	原価法によって算出した取得原価と、期末時点での時価のうち、低い方を評価額として採用する方法

の消耗品のことを言います。販売すれば現金化できると考えられるので、短期間で現金化が可能な資産である流動資産に分類されます。棚卸資産の評価方法は、大きく「原価法」と「低価法」があります。

選択肢aの回収期間法は、投資評価方法の一つです。棚卸資産の評価方法ではありません。何年で投資分が回収できるかを計算し投資する方法です。

大量に仕入れ在庫の多い賞品や

いつか使うだろうと購入した消耗品も棚卸資産としての管理が必要となります。棚卸のために実際には様々な物品をカウントすることは労力のいるものです。賞品などの過剰な在庫はそのような労力(≡経費)を発生させ経営の効率を悪化させるものであることは知っておくべきです。

次は取得した資産を経費として計上する、減価償却に関する問題です。

## 減価償却

**【問題】**  
 減価償却ができる資産として、最も適切でないものはどれか。  
 ※取得価格はいずれも10万円以上とする。

- 【選択肢】**
- a : パチンコの補給設備
  - b : 賞品カウンターのPOSシステム
  - c : お客様用駐車場の土地
  - d : 休憩コーナーのイスやテーブル

【回答分布】

a : 2・9%    b : 5・8%  
c : 54・3%    d : 37・0%

【正解と解説】

正解はcです。

減価償却が可能な資産は、時間の経過や使用による劣化でそのものの価値が減っていく性質のものが対象です。

土地は時間経過を経ても劣化することがないので、減価償却の対象とはなりません。

その他の選択肢は、いずれも経年で価値が下がっていくため減価償却の対象です。減価償却は、取得価額、残存価額、法定耐用年数（償却期間）などにより算出します。減価償却の方法には、残存価額を一定割合で償却する定率法と毎年一定額を償却する定額法があります。次の問題は経営資源に関するものです。

## 経営の6資源

【問題】

経営資源に関する以下の記述

において、(ア)(イ)に当てはまる組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

人、物、金、情報は経営の4資源と言われるが、昨今ではこれに(ア)、(イ)を加えて経営の6資源と言われている。

【選択肢】

- a : ア 時間 イ ブランド
- b : ア 時間 イ 知的財産
- c : ア 経験 イ 知的財産
- d : ア 経験 イ ブランド

【回答分布】

a : 19・1%    b : 23・9%  
c : 33・1%    d : 23・9%

【正解と解説】

正解はbです。

経営資源とは、企業が利益をあげ、継続するために必要な要素です。昨今では、人、物、金、情報に、時間と知的財産を加えて、経営の6資源と呼ばれています。

経営の6資源の時間とは、企業が事業において費やす全ての時間を指します。適切なタイミングで事業をスピーディに活動させるに

は、時間をバランスよく配分していくことが重要です。

また、知的財産とは、無形の財産に与えられた財産権のことです。パチンコ店で言えば、店舗のブランドイメージ、広告宣伝や遊技機活用、人材育成のノウハウなどが挙げられるでしょう。

経営資源のなかには、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表には表しきれないものもあります。自店にはどのような経営資源があるのかを考え、それを施策に活用できるようにしたいものです。



夏季の繁忙期が過ぎ、季節は秋に向かっています。次の繁忙期である年末年始の営業のための準備期間に入ったと言えます。

日々の営業に追われていると、自店の保有する経営資源を見直すことができないものです。売上や経費などの数値を意識しがちな損益計算書的な発想だけでなく、時には自店の資産を整理する貸借対照法的なものの方も大切です。

## アーカイブをご活用ください

「店長に求められる知識」のアーカイブは、遊技産業健全化推進機構のホームページでご覧になれます。「機構広報誌」をクリックしてください。今回の「経営マネジメント」の主な項は一。

2019年	2月号	レバレッジ効果／会計／減価償却／財務指標
2020年	1月号	合併と買収／スクラップアンドビルド／経営再建／フランチャイズ経営
	2月号	リスクマネジメント／危機管理／個人情報／情報漏えい
	3月号	社内制度／動機づけ要因／ワーク・ライフ・バランス／経営管理手法
2022年	2月号	売上と粗利／粗利益率／損益計算書／損益計算
	3月号	人材マネジメント／モチベーション理論／組織のモチベーション／意欲とスキル
2023年	4月号	営業利益率／限界利益／貸借対照表／自己資本比率
	7-8月号	営業利益／会計・財務／賞品原価率／労働生産性

ぜひ活用ください。



推進機構では10月27日まで、



夏用ベストを着用した検査要員が  
ホールに伺います